松代公民館新聞
発行所　松代公民館
編集責任者　佐藤秀雄
毎月10日　20日　30日
三回

十月二十四日 第五回定例村會終る

十月二十四日　午前九時より開會され定例村會は議員諸氏の熱心により午後七時過ぎ終了すること迄ました

一、議案第一項は次の通りである

一、議案第一項　予算額及び賦課徴収の件

二、給料支出額及び諸手当支給方法に関する條例の一部改正、

三、村税賦課徴収条例の改正、

四、村道路線認定の件

五、松代村送水管理委員の選挙、六、庶務課の決算認定、

第一、第二は七月の村議改選による議員の異動による改正で第三は会計課現在の決定とその報告の決定による改正であるが村の予算の上に重大なる日次の通り。

歳入の部

科目	当初予算	追加予算	決算
村税	三〇九、九七九	三〇、〇〇〇	三三九、八〇〇
八国庫支出金	七五、六八〇	三〇、〇〇〇	一〇五、六八〇
七県支出金	四八、四〇〇	一七、八〇〇	六六、二〇〇
歳入合計	九、九四〇、一二〇	九七六、九八〇	一〇、九一七、一〇〇

歳出の部

科目	当初予算	追加予算	決算
一会議費	三七、二〇〇円	七三、二八〇円	一〇、九六〇円
二役場費	一、七六、六五二	一、二一五	一、七六、八六七
三警防費	五八、三七六	五四、一六〇	一一三、七三〇
五教育費	一、三八、三七〇	六二、九七〇	一、四〇〇、三四〇
六社会事業費	九四九、六〇〇		九四九、六〇〇
七衛生費	三八、六九	七四、三五九	一一五、五五八
八産業経営費	三〇七、四四八		三〇七、四四八
三統計調査費	三七、二〇〇四		三七、二〇〇四
三送迎費	三三、七〇〇		三三、七〇〇
三公債費	一、五八、三六八	一、三六八	一、五八、三六八
七諸支出金	四四、八〇〇	四七、二七一	九二、四七一
歳出合計	九、九四〇、一二〇	九、九四〇、一二〇	九、九四〇、一二〇

歳入歳出決算表

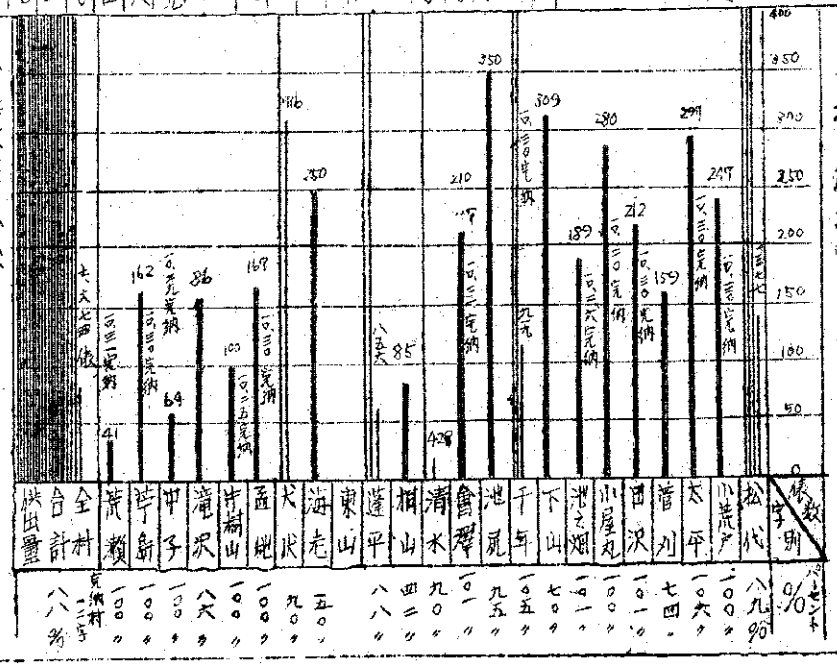

供米は早く完納いたしましょう

超過供出は三倍價格

供米成績（10月31日現在）

皆様の御奮斗を感謝いたします

松代村食糧調整委員会義表

早期供出に奨励金

松代分校の発展について

柳原肇

(5)

高等学校（松代分校）の設置されるが未来に後で子弟教育の大学を目ざしていた事は教育の時間が短縮されて、これらの一部は家庭で研修すると共に女子も先づ個人として、国民として母子共に林木社会的素質に応じ得る様さらに教育をとするものである

学校が地元の人為の上のであるためには地元の人々がその内容において郷土と密接な関係を深くなければならない

それ故に新制高等学校においては地元の人々の積極的参加による学校教育の運営が試りにくべきである

新制高等学校の教科課程や教育内容というようなものを研究し教授内容を立案し、家庭科の教師は地元の主婦と打合せ今后家庭科として如何なるものを女子青年に教授すべきかを立案すべきであって、ぜひ教授すべきかを立案すべきであるというようなものを地元民に

地に最適の農業なり今后の対策を研究し教授内容を立案し、家庭科の教師は地元の主婦と打合せ今后家庭科として如何なるものを女子青年に教授すべきかを立案すべきであって、ぜひ教授すべきかを立案すべきであるということを地元民に

学校が地元の人々の為の学校であるためには地元の人々がその内容において郷土と密接な関係を深くなければならない

それ故に新制高等学校においては地元の人々の積極的参加による学校教育の運営が試りにくべきである

新制高等学校の教科課程や教育内容というようなものを研究し教授内容を立案し、家庭科の教師は地元の主婦と打合せ今后家庭科として如何なるものを女子青年に教授すべきかを立案すべきであって、ぜひ教授すべきかを立案すべきであるということを地元民に

教育の充実を図るべきである

新制高等学校分校は本校等のない土地においては、このことが一層必要とされるのであって学校は先づ生徒の力により、その地方の問題の特徴を把握する為の調査を慎重な準備を適切な指導に基いて行う必要がある

問題は教育、職業、住宅、公共衛生、交通、郷土産業、政治等何んでもいいのである

併も作りこれらの調査は生徒、教師の一致、地元の人々いろいろの団体の援助をして到底なし得ないことであって学校が地元発展の中心べきものである一要素であるということを地元民

組織と通じて学校を援助することもまた「よい意味において学校を利用するという認識を深めて、もりわけなくてはならない

更に新制高等学校の目的については学校教育法第五十四条に「高等学校は中等教育における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」

と規定されている。この條文を見ただけでは人々は何のことか分らず感ずるかもしれないが、これは教育基本法を前提としているからであって教育基本法第一条に次の通り説明している

「教育は人格の完成を目ざし平和的な国家と社会の形成者として……

P.1

村選挙管理委員會 委員改選す

（地方自治法第一八六条による）

現在の松代村選挙管理委員会委員は本年十二月七日を以てその任期満了するため本月廿七日の松代村定例村会において、地方自治法第一八六条により、これが後任を選挙した。その結果は次の通りである。任期は二年である（地方自治法第一八三条）

正員　柳　惟　義　　補欠　鈴木芳平
　　岡谷彦衛　　　　　山賀馬義
　　石澤邑美　　　　　小林義平
　　柳澤春吉　　　　　小野寺三郎

批判も権利の主張も結構ですが!!

先ず協力と義務をお忘れなく……

規則に遵いましょう

輕犯罪法の制定に就て

皆さん、新憲法下、左のことをしっかり注意して犯罪を未然に防止に努めましょう。（特に半壊方に関係あるものの抜萃しました）

1、正当な事由なく凶器、鉄棒、其他人の生命身体に重大な害を加へるような器具を隠して持つて居る者

2、正当な事由なく合鍵、のみ、ガラス切、其の他人の住家や建物に侵入するに使用するような器具を隠して持つて居る者

3、公共の会堂、劇場、飲食店、其他の娯楽場において入場者に対し若しくは粗野又はれいぼうな言動で迷惑をかけた者

4、風水害、火事、交通事故及犯罪発生等の際に際し正当な事由がなく現場に立入する村

5、相当な注意なく建物、森林その他燃えるような物の附近で火を焚き又は、ガソリン、その他引火し易いものの附近で火気を用いた者

6、公共の場所において多数の人に対して若しくは粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は公共の建物や果物の枝葉を損ずるのに待つている公衆の列を乱した者、若しくはその列に割り込んだ者

7、公務員の制止をきかずに人声、楽器、ラジオ等の音を常に大きく出し近隣に迷惑をかけた者

8、ウソの犯罪やウソの災害を公公員に触れ出した者

9、川溝、その他水路の流通を妨げる行為をした者

10、他人の身辺に群がって立ち退かうとせず、若しくは他人の進路に立ちふさがり、立退うとせぬ者、又は不安迷惑をかけるような仕方で人につきまとった者

11、牛馬、その他動物を虐待し、酷使し、必要な飲食物を与へないで虐待した者

以上、抜萃しましたが――先づ規則を守って、お互いに協力、明朗なる松代村の建設に努力いたしましょう。

（松代警部補派出所　鎌倉）

保健所誘致問題について

郡急施村長會開會

陸の島として、町無し郡として日本唯一の――東頸城郡は保健所管轄は直江津保健所に属し郡民の不便と損失は筆舌に盡きないものがあつたが栗原地方事務所長の郡の振興団の再建は郡民の健康からという見地よりの運動、その功を奏し二十八日（十月）県衛生部長の本郡視察までの運びに至つたので、これがため保健所の位置の選定、経費の捻出方法等についで郡村対策協議の為十月二十六日午前十時より安塚村役場において郡急施村長会が開催された。その結果

総建坪　百坪
総工事費　弐百万円
内五割は建設地元の負担

他は郡村長会において一時借入金として賄うことを前提として協議し位置は、大島村大島を確定

許可あり次第明春の融雪を待つて工事にとりかゝることになった。

穀物検査

下條倉支所新築

の後援を以て新築を要望されたので、本年中に四間八間の平屋建、外に附属建物を含み総建坪五十坪を新築することに確定工事費五十八万円、供出米一俵につき四円宛の寄附を仰ぎ、これで賄うとのことである

縣民生部長本郡視察

特種地帯此間の地、東頸城郡の衛生施設ほどみ、医療施設ほどの進度が！　併して本郡の目下申請中の保健所の建設位置と、これ寄附する郡民の熱意等視察のため去る廿日午前三時松の山着、同夜ホテル泊、翌日公民館村において保健所建設位置現地視察、郡十四村長と新屋旅館にて昼食を共にし午后安塚方面視察、午九日直江津に向はれた。

この視察により本郡に保健所設置は殆ど確定的と見られるに至つた。

本紙は第2号の発行は10月30日であるが供米成績を聴き知るべく紙面の都合でお知らせしないでおくことになつた。

投書を歓迎します。社会政治（行政）村住者、村の評論、所感、その他制限はしません。但し個人攻撃は禁じます。

これから建築をしようとする者へ!!

八月上旬の頃日新聞及新潟日報に掲載されてあつた臨時建築等制限令が改正された。臨時建築制限令となつた、新聞の報するところは多少誤解を生じ易いので一応其の概略を述べてみましょう

百坪以下又は木材瓦石以下の築造物は県知事の許可を要するようになつた

その他は従前通り建設大臣が許可する

申請書一件につき五十円の収入印紙を貼付して提出する

許可の場合は許可責任官公吏が署名して責任を負うとする、又許可書に附随して下附される省材割当証明書には記載された物資の数量に対する現物価格の百分の五に相当する収入印紙を貼付して業者より現物化することになつた

詳細は第二号三年資三丁附号報告外三号に掲載されているから御参照されたい。新役場建築に御合せ下さい。

昭三・一〇・九　西川技手